

サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和6年
12月4日
Vol.126

その書き込み、一人で悩んでいませんか。

誹謗中傷

悪口や根拠のない嘘などにより、他人を傷つけたりする行為

インターネット上で誹謗中傷の書き込みをすれば、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。

相談事例1

SNSや掲示板サイトに、自分の名前、住所、写真等の個人情報が掲載されたうえ、誹謗中傷の書き込みをされる被害に遭ってしまった。



相談事例2

掲示板サイトや出会い系サイトに、卑わいな内容の投稿とともに、名前や電話番号、メールアドレスを掲載され、知らない人からいたずら電話やメール等が来るようになってしまった。

このような被害に遭ってしまった場合の相談先は？

ネットトラブルの専門家に相談したい



違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)



プロバイダに削除等の対応を促してほしい
(※法律相談は承ることができません)



誹謗中傷ホットライン
(セーフインターネット協会)



人権問題の専門機関に相談したい・
プロバイダ等に削除を促してほしい



人権相談
(法務省)



法的トラブルの解決に役立つ法制度や
相談窓口について知りたい

法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374



身の危険を感じている/脅迫されている・
犯人の捜査、処罰を求めたい

最寄りの警察署又は警察相談専用電話
☎#9110 (全国共通)

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや
不安について話したい・聞いてほしい



まもろうよこころ
(厚生労働省)



もしも被害に遭ってしまったら、すぐに警察に通報・相談を！

最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口 ➡ <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>



愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 089-934-0110(代) / #9110

